

## 国会法及び衆議院規則制定経過

平成 25 年 9 月 12 日

- 1946 年 3 月 37 日 ウィリアムズが小林次郎貴族院書記官長及び近藤英明書記官に貴族院の機構と運営方法を聞いた。数日後に衆議院の大池眞書記官長及びその部下とも同様の話し合いをした。
- 1946 年 6 月 6 日 民政局スウォープ中佐と樋貝詮三衆議院議長、大池衆議院書記官長が会談して、衆議院規則と手続を改正・自由化することについて話し合った。
- 1946 年 6 月 10 日 民政局スウォープ中佐と樋貝詮三衆議院議長、大池衆議院書記官長が 2 回目の会談をした。樋貝議長は規則改正委員会の設置に反対した。
- 1946 年 7 月 4 日 衆議院議院法規調査委員会が発足した。
- 1946 年 7 月 6 日 衆議院議院法規調査委員会が第 1 回の会合を開いた。
- 1946 年 11 月 3 日 日本国憲法が公布された。  
ウィリアムズが山崎猛衆議院議長、木村小左衛門衆議院副議長、大池眞衆議院書記官長と議会改革について話し合った。
- 1946 年 11 月 29 日 国会法の最終草案を民政局に提出。
- 1946 年 12 月 1 日 ウィリアムズが議院法改正の進捗状況に関する覚書をホイットニー将軍に提出した。その中で議院法 99 カ条のうち、69 カ条は残された。それらは主として、院内の規律、警察権、辞職、退職、両院の関係、請願、役員選挙などである。国会法案 123 カ条のうち 24 カ条が旧議院法の抜本的修正で、議会に科された足かせを取り除き、衆参両院の尊厳を高め、参議院に対する衆議院の優位を確立することを意図した。新設の 30 カ条は国会が助力者、機構、施設を持つことを意図したものである<sup>1</sup>。
- 1946 年 12 月 19 日 衆議院国会法案特別委員会で大池書記官長が国会法案の来歴を語った。
- 1946 年 12 月 21 日 衆議院国会法案特別委員会で国会法案を全会一致で可決し、貴族院に送付した。
- 1946 年 12 月 25 日 第 90 回議国会期終了日において貴族院国会法案特別委員会が国会法案を棚上げにした。
- 1947 年 2 月 21 日 衆議院国会法案特別委員会が国会法案を全会一致で可決し、貴族院に送付した。

<sup>1</sup> ジャスティン・ウィリアムズ著 市雄貴・星健一訳『マッカーサーの政治改革』朝日新聞社、1989年、223-224頁。